

利用規約 (2026年2月更新)

本入会規約はKATALab.を利用する方、その保護者の方を対象に必要な事項を定めたものです。

＜利用者の方へ＞利用にあたって

1. できるだけスタッフや他の利用者とコミュニケーションを取りましょう。
2. 様々な方からの寄付や応援によってこの場所があります。綺麗に使いましょう。
3. マスコミ(新聞・テレビ)等の取材にできる限り協力をしてください。
4. KATALab.の活動の様子を撮影すること、また、撮影した写真や動画を、KATALab.の広報等のために使用することに承諾の上、ご利用ください。
5. (保護者の方)も、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

＜保護者の方へ＞セーフガーディング(安全保護)に関する取組み

弊団体は、子どもたちの安心・安全を守るために、子どもを第一に考え、あらゆる不適切な関わりから保護するための「セーフガーディング指針」を定めています。弊団体は本指針を子どもたち、保護者、活動メンバーに周知し、活動メンバーが、本指針を十分に理解し遵守することを求めることで、本指針の実現を図ります。

1. 個人の責任

- 活動メンバーに対し、いかなる場面でも子どもたちと適切な言動で接するよう求めます。
- 活動メンバーに対し、子どもたちが危険にさらされる事態(以下、問題)が発生しないように予防に努めることを求めます。
- 活動メンバーに対し、問題が発生またはそのおそれがある場合は、子どもたちの安心・安全を守るために行動することを求めます。

2. 子どもの最善の利益

- いかなる場合でも、子どもの最善の利益を考え、対応します。
- 子どもたち自身が「子どもの権利」について理解することが大切であると考え、活動メンバーに対して、そのことを子どもたちに理解してもらえよう適切な言動をとることを求めます。

3. 人材育成

- 本指針と行動規範に同意した者のみ一般社団法人まちのとびらの活動への参加を認め、活動メンバーが指針にそって各々の役割を果たせるよう、研修や日常業務を通じて育成します。
- 指針に反した活動メンバーに対して、就業規則、契約書等の定めに基づき適切な処分を行います。

4. 守秘義務

- 問題が発生した場合、被害を受けた子どもと被害を通報した者の匿名性を確保し、さらなる被害や不当な扱いから保護します。また、通報対象となった者の情報も適切に管理します。

5.説明責任

問題が発生した場合、被害を受けた子どもと保護者に対して、適時適切に対応の進捗と結果を報告します。また、被害を受けた子どもと保護者の権利が守られる範囲で、必要に応じ、問題の発生と対応結果を関係機関へ報告し、外部へ公表します。

6.相談通報

- 体制整備・周知
 - 問題が発生またはそのおそれがある場合に、活動メンバーや子どもたち、保護者が、安全で適切かつ実施可能な方法で通報できる体制を整えます。
 - 活動メンバーや子どもたち、保護者に対して、問題が発生またはそのおそれがある場合の通報先と、通報に対してどのような手順で対応するかを明示します。
 - 必要となった際にすぐに利用できるように、外部の相談機関や連絡先の情報を整理しておきます。
- 通報対応
 - 活動メンバーに対し、問題が発生またはそのおそれがある場合、一般社団法人まちのとびらが定める通報先へ通報することを求めます。
 - 通報があった場合、被害を受けた子どもの安心・安全の確保と心身のケアを最優先するとともに、期限を定めて手続きを進め、子どもたちと保護者に対して適時適切に対応の進捗と結果を報告します。

<保護者の方へ>個人情報の取り扱いについて

(1)事業者の氏名又は名称

【一般社団法人まちのとびら】

(2)個人情報保護管理者の氏名、職名、所属及び連絡先

管理者名:代表理事 高田 智哉

所属:【一般社団法人まちのとびら】

連絡先:070-9389-7191

(3)利用目的

弊団体は、利用者ならびに保護者から提供いただく情報を以下の目的の範囲内において、弊団体が提供するサービスに利用します。

利用者ならびに保護者の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。

- ・本サービスの利用に伴う連絡・各種お知らせ等の配信・送付のため
- ・利用規約等で禁じている行為などの調査のため

(4)個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項

弊団体は利用者ならびに保護者から提供いただいた個人情報を、第三者に提供することはありません。また、今後第三者提供を行う事になった場合には、提供する情報と提供目的などを提示し、利用者ならびに保護者から同意を得た場合のみ第三者提供を行います。

(5)個人情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合

利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。

(6)開示、訂正、利用停止の求めに応じる旨及び問合せ窓口

開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、弊団体所定の方法に基づき対応いたします。具体的な方法については、個別にご案内しますので、弊団体までお問い合わせください。

(7)個人情報を与えることの任意性と与えなかった場合に本人に生じる結果

利用者ならびに保護者が弊団体に個人情報を提供されるかどうかは、利用者ならびに保護者の任意によるものです。ただし、必要な項目をいただけない場合、各サービス等が適切な状態で提供できない場合があります。